

須木歯科診療所指定管理者募集要項

小林市（以下「市」という。）では、須木歯科診療所の設置目的を効果的に達成するため、小林市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 18 年小林市条例第 77 号）第 2 条の規定に基づき、当該施設の指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

1 対象施設の概要

- (1) 名 称 須木歯科診療所
- (2) 所 在 地 小林市須木中原 1 7 4 1 番地 1
- (3) 設 置 目 的 須木地域の保健衛生及び福祉増進のため、医療を行い、あわせて公衆衛生の向上に寄与する。
- (4) 施設の規模 小林市須木総合ふるさとセンター（鉄筋コンクリート造 2 階） 内 1 階 1 1 2 . 1 1 平方メートル（診療部門）
- (5) 施設の経緯等

「須木村立須木歯科診療所」（当時）は、昭和 47 年 8 月に村と歯科医師との委託契約により、大字中原 1 7 1 8 番地の須木村母子健康センター（昭和 37 年建設）内に開設され、毎週 2 日（火・金）診療を行った。その後母子健康センターの廃止に伴い、昭和 60 年 6 月に全面改装して歯科診療所とし、常勤の歯科医による診療を開始した。

平成 16 年 8 月に中原 1 7 4 1 番地 1 に保健、医療、福祉、教育、文化の総合施設として「須木総合ふるさとセンター」が建設され、その一角に歯科診療所も設けられ移転し現在に至っている。

また、平成 18 年 4 月より指定管理者制度を導入し、一時休診することもあったが、現在まで指定管理者による管理運営を継続している。

2 指定管理者が行う業務

指定管理者は、須木歯科診療所の設置及び管理に関する条例（平成 18 年小林市条例第 151 号）第 4 条に掲げる次の業務を行います。

なお、詳細については、別添「須木歯科診療所指定管理者業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとします。

- (1) 歯科診療に関する業務
- (2) 調剤及び製剤に関する業務
- (3) 健康相談に関する業務
- (4) 診療所の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に定めるもののほか、診療所の運営に関する事務のうち、市長の権限に

属する事務を除く業務

3 指定管理業務に要する経費等

(1) 指定管理者の収入

- ① 市は、指定管理者に対して管理業務に必要な経費を予算の範囲内で指定管理料として支払います。
- ② 利用者が支払う利用料金は指定管理者の収入とします。

(2) 業務に必要な経費

- ① 市が支払う指定管理料の基準上限額は、単年度 4,560,000 円（消費税等を含む。）とします。
- ② 前号の「基準上限額」とは、施設の管理に当たり、「最低限実施すべき業務に必要な経費（支出）の見込額」であり、市が指定管理者に支払う指定管理料の目安となります。
- ③ 管理業務を適切に実施する中で利用料金収入や、自主事業収入の増加、経費の削減など指定管理者の経営努力により生み出された余剰金については、原則として精算による返還を求めませんが、管理経費における人件費（職員分）は、年度末に精算するものとします。また、指定管理者の運営に起因する不足額があっても、原則として補てんは行いません。
- ④ 指定管理期間中の物価変動、金利変動、税制改正その他の法令改正等に伴う経費の増加等は指定管理者の負担とします。
- ⑤ 消費税のインボイス制度に対応する必要がある場合は、インボイス発行事業者の登録を行い、発行したインボイスの保存等の事務に対応すること。

(3) 指定管理料の支払い

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）毎に、指定管理者の請求に基づき、四半期ごとに分割して支払います。支払額は、当該年度の資金収支の見込みに基づき年度別協定において定めることとします。

(4) 修繕費の取扱い

仕様書に定めるとおりとします。

(5) 物品の帰属

- ① 現に施設に配置している市所有の備品等については、無償貸与します。
ただし、備品（備品一覧参照）については、備品台帳等を備え、その保管管理をしてください。
- ② 指定管理者が、施設の管理のために備品等を購入する場合は、あらかじめ市と協議してください。

(6) 管理口座・区分経理

指定管理業務に係る経費及び収入は、法人等自体の口座とは別の口座で管理してください。また、指定管理業務に係る経理と法人等自体に係る経理は区分し、独立した会計帳簿類を整備してください。

4 指定の期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 3 年間とします。

(指定期間中、会計年度 (4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで) ごとに、市と年度協定を締結するものとします。)

5 指定管理業務の基準等

(1) 基本指針

指定管理者は、施設利用者等における利用の安全・安心の確保、施設の保全管理を業務運営の根本におき、施設の設置目的を実現しかつ施設の効用を最大限発揮させるため、指定管理業務を効果的・効率的に実施するものとします。

(2) 休診日、診療時間

① 休診日

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) 第 3 条に規定する休日

ウ 12 月 31 日から翌年 1 月 3 日まで

エ 前 3 号に掲げるもののほか、市長が定める日

② 診療時間 午前 9 時 00 分から午後 6 時 00 分まで

(3) 指定管理業務の一括委託の禁止等

指定管理業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、指定管理業務の一部について、あらかじめ市の承認を得た場合はこの限りではありません。なお、再委託に際しては、原則として複数業者による競争見積で業者選定を行い、その経過及び結果を小林市に報告してください。

(4) 関係法令等の順守

指定管理業務の遂行にあたっては、次に掲げる法令及び条例等を順守してください。

① 小林市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例 (平成 18 年小林市条例第 77 号) 及び同施行規則 (平成 18 年小林市規則第 71 号)

② 須木歯科診療所の設置及び管理に関する条例 (平成 18 年小林市条例第 151 号)

③ 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号)

④ 医療法 (昭和 23 年法律第 205 号)

⑤ その他関係法令

指定期間中に前各号に掲げる法令等に改正があった場合は、改正された内容によるものとします。

6 責任分担

市と指定管理者の責任分担は、おおむね次の表のとおりとし、詳細は協定書で定めるものとします。

(負担者側に●)

項 目	指定管理者	小林市
施設運営（警備、企画、利用者の安全、苦情対応）	●	
施設維持管理（清掃、保守点検、設備法定点検、衛生管理）	●	
物品管理	●	
利用許可事務	●	
災害時対応（連絡体制、被害調査報告）	●	
施設の法的管理		●
施設の整備、修繕（1件の金額が5万円以上の場合）		●
災害復旧		●
火災保険		●
施設賠償保険		●
医師賠償保険	●	

7 応募資格・条件

(1) 応募資格（次の条件をすべて満たす者としてします。）

個人ではなく、歯科医師を有する法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。法人格の有無は問いません。

① 歯科医療の管理運営実績を有すること。

② 法人等又はその代表者は、次に該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づき更生手続中の者

カ 市の指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

キ 法人等の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な

行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団関係者又は暴力団関係者と密接な関係を有する者

ク 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、自治法第 92 条の 2、第 142 条（同条を準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者

ケ 国税及び地方税を滞納している者

- ③ 施設管理業務が可能な組織体制、能力を有すること。
- ④ 業務を円滑に遂行し、安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- ⑤ 消費税のインボイス制度に対応する必要がある場合は、インボイス発行事業者登録等の対応が可能であること。

（2）応募条件

- ① 複数の法人等によるグループ応募の場合は、代表する法人等を定めること。
- ② 単独で応募した法人等は、グループ応募の構成員となることはできません。
- ③ 複数のグループにおいて、同時に構成員となることはできません。

8 募集要項等の配布等

（1）配布資料

- ① 指定管理者募集要項
- ② 指定管理者業務仕様書
- ③ 令和 5. 6. 7 年度の利用状況、令和 7 年度収支状況
- ④ 須木歯科診療所の設置及び管理に関する条例（平成 18 年小林市条例第 187 号。以下「設置条例」という。）
- ⑤ 小林市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 18 年小林市条例第 77 号。）及び条例施行規則（平成 18 年小林市規則第 71 号。以下「手続規則」という。）

（2）配布期間

令和 8 年 8 月 1 7 日（月）から令和 8 年 9 月 1 5 日（火）まで

（3）配布方法

配布資料は、市のホームページに掲載しますので、ダウンロードして使用してください。なお、小林市役所須木庁舎住民生活課窓口でも上記の期間（ただし、土曜、日曜、祝日を除き、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）に配布します。

（4）現地説明会の開催

- ① 日 時 令和 8 年 8 月 2 9 日（土）午後 1 時から
- ② 場 所 小林市須木中原 1 7 4 1 番地 1
須木総合ふるさとセンター玄関前（募集要項・仕様書持参）
- ③ 参加方法 参加される団体は、団体名、連絡先及び参加者名を明記の上、FAX、電子メール又は持参により、令和 8 年 8 月 2 6 日（水）午後 5 時までに申し込みください。（各団体 2 名以内）

現地説明会不参加でも応募は可能です。期日までに参加申込みがない場合は現地説明会を中止します。

(5) 応募に関する質問及び回答

- ① 受付期間 令和8年9月1日(火) 午後5時まで
- ② 提出方法 質問書(任意様式)に要旨を簡潔にまとめ、FAX、電子メール又は持参により、担当課まで提出してください。(持参の場合は、土曜、日曜、祝日を除き、午前8時30分から午後5時まで)
- ③ 回答方法 質問に対する回答は、令和8年9月7日(水)までに市ホームページに公表します。ただし、質問内容が不明瞭なものについては、回答しない場合もありますので、質問事項を明確に記述してください。

(6) 申 込 先

上記(4)・(5)に関する申込先は、**16 問合せ先**と同じとします。

9 応募の手続き

(1) 提出書類の受付に関する事項

- ① 受付期間 令和8年8月17日(月)～令和8年9月15日(火)
土曜、日曜、祝日を除き、午前8時30分から午後5時まで
- ② 提 出 先 担当課名 小林市役所須木庁舎 住民生活課
電話番号 0984-48-3132
- ③ 提出方法 原則として持参し、申請書類(正本・副本各1部)を提出してください。

(2) 応募に関する留意事項

- ① 提出された応募書類の内容は、明らかな誤り又は軽微な事項を除き変更することはできません。
- ② 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ③ 市が指定管理者の選定に関し必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。
- ④ 応募書類は、理由のいかんにかかわらず返却しません。
- ⑤ 応募書類の著作権は申請者に帰属しますが、市が指定管理者の選定結果の公表等に必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- ⑥ 提出された応募書類、選定過程、審査結果等については、小林市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となります。原則として、指定管理者候補者選定後、応募者名、選定結果等を公表します、(個人に関する情報や応募者の正当な利益を害するおそれのある情報は、非開示情報となります。)
- ⑦ 応募後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。
- ⑧ 応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

- ⑨ 市が提供した資料等は、応募に係る検討以外の目的での使用を禁じます。
- ⑩ 本件業務に従事する市職員及び本件関係者に対し、応募に関する接触を禁止します。接触の事実が認められた場合は失格となることがあります。

10 応募書類等

(1) 応募書類

- ① 指定管理者指定申請書（手続規則様式第1号）
- ② 応募資格に関する申立書（手続規則様式第2号）
- ③ 管理を行う公の施設の業務計画書（令和9年度～11年度の3年間）
- ④ 管理を行う公の施設の収支計画書（令和9年度～11年度の3年間）
- ⑤ 誓約書（別紙1）

(2) 添付書類

- ① （法人の場合）
定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書、生年月日の分かるもの
- ② （法人以外の団体の場合）
代表者の身分証明書、団体の会則及び構成員名簿（住所・氏名・生年月日入り）
- ③ 法人等の経営状況等を説明する書類
ア 令和6年度～令和7年度の2年間に係る事業報告書及び収支決算書等（損益計算書、貸借対照表、財産目録等）
イ 令和8年度の収支計画書（予算書）、事業計画書等
ウ 医療の管理運営実績を有し、その内容がわかる書類（パンフレット等）
- ④ 歯科医師の資格を有することを証明するもの
- ⑤ 応募資格を持たない者に該当しないことを証する書類

応募資格（7応募資格（1））		書類の内容
②（ア）～（ク）		（ア）～（ク）に該当しない旨の誓約書（別紙1）
（ケ）	法人の場合	国・県・市税等の滞納がないことを証する完納証明（設立後1年未満の場合は代表者について、国税・市税等に滞納がないことの証明）
	非法人の場合	代表者について、国税・市税等に滞納がないことの証明

注1）書類は全てA4サイズで統一してください。（発行されるものは、この限りでない。）

注2）法人以外の団体にあつては、相当する書類を提出してください。

11 審査及び選定

(1) 選定方法

指定管理者の選定にあたっては、市が設置する指定管理者選定委員会において、申請書類の内容及びプレゼンテーション等の結果を審査したうえで、最も適当と認める団体を候補者として選定します。なお、審査の結果、「候補者なし」とする場合もあります。

(2) プレゼンテーション

プレゼンテーションは、応募資格の要件を満たした団体を対象に実施します。この場合における日程等については、別途応募者に連絡します。

(3) 選定結果のお知らせ

候補者の選定の結果については、令和8年10月上旬までに応募者全団体に文書で通知します。

(4) 指定管理者の決定

小林市議会（以下「市議会」という。）の議決を経て、指定管理者の指定を行います。議決が得られなかった場合は、協定を締結することができず、その場合市は一切の損害賠償責任を負いません。

12 審査基準等

指定管理者の選定は、小林市指定管理者選定委員会規則に基づき、指定管理者選定委員会において、応募内容を総合的に審査し候補者を選定します。審査基準等として、おおむね次の内容を予定しています。

審査基準	審査の観点
①基本的事項	(1) 歯科診療所の管理運営に対する考え方 (2) 経営理念や団体のコンプライアンス
②平等で安全な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること	(1) 利用者の平等な利用の確保 (確保できないと認められるときは失格とする。) (2) 利用者に対するサービスの向上 (3) 利用促進、利用者増への取組 (4) 利用者からの苦情処理やトラブルへの対応
③歯科診療所の効用を最大限に発揮できるものであること。	(1) 施設の設置目的に適った事業内容となっているか (2) その他、提案の有無
④管理を安定して行う能力があること（又は確保できる見込みがあること。）。	(1) 応募者の実績 (2) 人的能力(管理運営組織)・適切な人員配置 (3) 物的能力 (4) 応募者の安定性、信頼性 (5) 応募者の取組の姿勢

	(6) 指定管理業務計画（事業計画書に記載された内容の実現性） (7) 防犯・防災・医療事故等緊急時の危機管理体制 (8) 個人情報保護のための適切な措置
⑤施設の管理に係る経費の節減が図れるものであること。	(1) サービスを低下させない経費節減への取組

13 協定の締結

指定管理者の指定後、管理に係る細目的事項、市が払うべき管理経費の額等を定めるため、指定管理者と協定書を締結します。協定書の作成に当たっては、指定期間を通じて基本的事項を定めた「基本協定書」と、年度毎の業務に係る事項を定めた「年度協定」を締結します。

(1) 基本協定事項（予定）

- ① 業務に関する基本的事項
- ② 市が支払うべき管理経費に関する基本的事項
- ③ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- ④ 事業報告・業務報告に関する事項
- ⑤ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑥ リスクの管理・責任分担に関する事項
- ⑦ その他

(2) 年度協定事項（予定）

- ① 当該年度の業務に関する事項
- ② 当該年度に市が支払うべき管理経費に関する事項
- ③ その他

14 管理運営状況の監視等

(1) モニタリングの実施

市は、指定管理者が行う業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確認するために、モニタリングを実施します。モニタリングの結果、指定管理者の業務が要求水準を維持していないと判断した場合、市は、業務の改善等について必要な指示を行い、改善が見られない場合は、業務の全部又は一部の停止、さらに、指定の取消しを行うものとします。

(2) 帳簿類等の提出要求

監査委員等が市の事務を監査するために必要があると認める場合、指定管理者に対して帳簿書類その他の記録の提出を求める場合があります。

15 その他

(1) 選定の取り消し

応募者が指定管理者候補者として選定された後、指定管理者として指定を受けるまでの間に、次に掲げる事項に該当するときは、選定を取り消すことがあります。

- ① 財務状況の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき
- ② 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき
- ③ 応募資格を喪失したとき

なお、上記の場合や、議会の議決が得られなかった、又は市が指定管理者の指定を取消したときは、市は指定管理者の候補者の選考において次点候補となった団体を指定管理者の候補者として協議を行う場合があります。

(2) 業務の継続が困難になった場合等の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに市に報告してください。その場合の措置については、次のとおりとします。

① 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、この募集要項及び協定に定める指定管理業務の継続が困難になった場合、又はそのおそれが生じた場合には、市は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。この場合、指定管理者がその期間内に改善することができなかった場合等は、市は指定管理者の指定の取消し又は業務の全部もしくは一部の停止を命じることができるものとします。

② 指定が取り消された場合等の賠償

上記①により、指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部もしくは一部が停止された場合、指定管理者は市に生じた損害を賠償しなければなりません。

③ 不可抗力等による場合

不可抗力その他市又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難となった場合、市と指定管理者は、業務継続の可否等について協議を行い、継続が困難と判断した場合、市は指定管理者の指定の取消し、又は業務の全部もしくは一部の停止を命じることができるものとします。

(3) 信用失墜行為等があった場合の措置

応募者、指定管理者選定候補者又は指定管理者（以下、この項において「指定管理者等」という。）において、著しく社会的信用を失う行為等により、指定管理者等としてふさわしくないと認められる場合は、指定管理者候補者の選

定又は指定等を取り消すことがあります。

(4) 業務の引継ぎについて

指定期間の終了又は指定の取消しにより、指定管理者の資格がなくなるときは、次期指定管理者への円滑な引継ぎに協力してください。

(5) その他協議すべき事項

協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、市及び指定管理者双方が誠意を持って協議するものとします。

16 問合せ先

小林市役所須木庁舎 住民生活課

電話番号 0984-48-3132

FAX 0984-48-2269

電子メール s_zeimu@city.kobayashi.lg.jp